

住民税非課税世帯などへの 臨時特別給付金

— 1世帯あたり10万円 —



住民税非課税世帯や新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変した世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付します。

1 対象世帯

① 基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税非課税世帯)

* 住民税が課税されている親族などの扶養になっている方のみの世帯は除く。

② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、

①の世帯と同様の事情にあると認められる家計急変世帯(下記参照)

2 給付額

1世帯あたり10万円

3 申請方法

① 市民税非課税世帯

・ 対象世帯に送付する確認書に必要事項を記入し **郵送**

② 家計急変世帯

・ 申請書および必要書類を福祉課(本庁1階)、各支所地域振興課窓口

* 家計急変世帯には、市から申請書は郵送できないため、ご自身で申請する必要があります。

* 窓口の混雑を避けるため、原則、郵便により手続きをご利用ください。



* 確認書の発送や申請書の受け付けについては現在準備中です。1月下旬から2月上旬を目途にご案内できる予定です。

問合せ 福祉課 ☎ 35-3139

DV被害により避難している方は、早めにご相談ください。
問合せ 子育て支援課 ☎ 35-3140



家計急変世帯って？

新型コロナウイルスの影響などにより、世帯全員の収入が市民税非課税相当になった世帯を指します

【考え方】

① 令和3年1月以降で、収入が減少した任意の1カ月の収入から、年間の収入状況を推定します。

* 収入は、給与、事業、不動産、年金収入を合わせたものです。

任意の1カ月
(令和3年1月以降)の収入

× 12カ月 =

年間収入

② 年間の収入状況を右の表にあてはめ、それぞれの基準額を下回る場合は対象になります。

不明点は福祉課(本庁1階)へご相談ください。

* 障がい者、寡婦、ひとり親世帯で、扶養人数が2人以下の場合、年間収入額204.3万円、年間所得額135.0万円が基準額になります。

扶養人数	年間収入額	年間所得額
0人	93.0万円	38.0万円
1人	137.8万円	82.8万円
2人	168.0万円	110.8万円
3人	209.7万円	138.8万円
4人	249.7万円	166.8万円

